平成２６年（フ）第９号
福島県いわき市内郷御厩町久世原255番地の３　かおるハイツ１
債務者　勝見　和雄
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第１６号
茨城県日立市千石町４丁目５番25―103号
債務者　水落希伊子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第１９号
茨城県北茨城市平潟町688番地１　江口アパートＡ－３
債務者　海野由美子
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第２０号
茨城県日立市久慈町２丁目25番38―103号
債務者　鴨志田　浩
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第２１号
茨城県日立市河原子町４丁目５番14―105号
債務者　鈴木　尚枝
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第２２号
茨城県日立市古台原町２－９―10、住民票上の住所福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋乙3008番地下小屋住宅１棟301号
債務者　本田　正義
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第３３２号
埼玉県川口市桜町４丁目４番５―207号
債務者　市川　太三
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８２号
新潟市西区立仏５番地３　フラワーコーポ石橋９号、前住所新潟市北区すみれ野１丁目５番17号　メンバーズタウンすみれ野Ｂ棟101号
債務者　廣川　直子
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３７号
兵庫県三田市対中町22番２号
債務者　稲山　久代
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７７号
兵庫県三木市志染町広野５丁目63番地の１
債務者　岡本　大介
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８３号
兵庫県神戸市東灘区深江南町２丁目12番17号エスクィーナ深江南402号、申立時の住所兵庫県芦屋市南宮町７番16―408号
債務者　有川　明子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１５１号
兵庫県尼崎市浜田町５丁目６番地の１　ベルシオンＡ棟101号
債務者　加賀恵美子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７６号
兵庫県神戸市東灘区深江南町２丁目12番17号エスクィーナ深江南402号、前の住所兵庫県芦屋市南宮町７番16―408号
債務者　有川　一弘
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第７４号
長崎県長崎市界１丁目９番２号　大稲ビル304号、旧住所長崎県長崎市高城台２丁目17番17号
債務者　椿山　美香（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７８号
長崎県長崎市立山２丁目２番10号
債務者　吉田　保孝
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲2651番地１
債務者　住屋　博子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
熊本地方裁判所玉名支部